
長崎県行政書士会ホームページにリンクする会員ホームページに関する規約の改訂

【目的】

第 1 条 長崎県行政書士会ホームページ(以下[本会HP]という。)にリンクする会員ホームページ(以下「会員HP」という。)について、インターネット上で会員HPを活用することによって、行政書士相互間の情報連絡をはかり、また一般市民に対しても広く行政書士の業務内容など紹介することにより、行政書士の認知度を高めていくことも重要であることから、本会HPが行政書士専用のホームページとして、品位あるものとするためにこの規約を定める。

【会員HP掲載基準】

第 2 条 掲載内容は次の各号を全て満たすものでなければならない。

- (1) 公序良俗に反しないこと。
- (2) 個人及び他の組織法人などを誹謗中傷したり、プライバシーを侵害するものでないこと。
- (3) 本会HP及び行政書士の名誉並びに品位を汚さないこと。
- (4) 一会員の会員HPが、本会HPにリンクする場合におけるスタートページは、行政書士の業務を中心とした内容であること。
- (5) 不当に業務を誘致する文言、画面や虚偽内容でないものであること。
- (6) 他の知的所有権を侵害するものでないこと。

【掲載手続き】

第 3 条 会員HPを本会HPにリンクすることを希望する会員は、その内容(別紙申込書)を添えて本会事務局にメールで申し込むものとする。

2 本会事務局は、高度情報化対策委員長に連絡し、その判断を求めることとする。

3 委員長は、必要があるときは委員会を招集して決することができるものとする。なお委員長は委員会の招集に替えて、電話・メール等で各委員から意見を聞いて決することも出来るものとする。

【免責事項について】

第 4 条 当Webサイトを利用した情報の利用については、事故の責任において利用すること。

2 当Webサイトで、提供する情報の品質については一切保証していない。また、情報の利用に起因する如何なる直接的及び間接的な損害に対しても、一切の責任を負わない。

3 当Webサイトが紹介しているWebサイトの情報に関しても、その内容についても一切の責任を負わない。

【委任】

第 5 条 この規約の施行に関する事項は、高度情報化対策委員会で定める。

附 則

1 この規約は、平成 15 年 11 月 11 日から施行する。

2 この規約に反する会員HPは、平成 15 年 12 月 31 日までに、この規約に適合する内容に変更されないときは、平成 16 年 1 月 1 日から本会HPのリンクを削除するものとする。